

大阪市介護事業者インセンティブ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護事業者が行う介護予防・重度化防止の取組を評価し、取組内容及びその結果に応じて予算の範囲内でインセンティブ（報奨金）を交付する介護事業者インセンティブ事業（以下「インセンティブ事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 インセンティブ事業は、介護保険制度の基本理念を踏まえ、利用者の状態や目標に基づいて、利用者の状態像の改善に繋がる適切なサービスを提供する介護事業者を評価し支援することで、介護事業者及びその利用者等市民の介護予防・重度化防止に対する意識の変革、介護サービスの質向上並びに良質な介護サービスの安定的な提供を目指すことを目的とする。

(対象事業所)

第3条 インセンティブ事業に参加することができる対象事業所は、次の各号に掲げる要件を全て満たす介護サービス事業所（以下「事業所」という。）とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護に係るサービスを提供する本市指定の事業所（本市内に所在するものに限る。）であって、第5条第1項による申込の日から起算して直近6ヶ月の利用者数が一月当たり5人以上であるもの
- (2) 過去に法に基づく不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）を受けていないこと

(取組対象となる利用者)

第4条 対象利用者（事業所から第9条の評価の対象として第5条第1項の申込時に申し出る者をいう。以下同じ。）は、前条に規定する事業所のサービス利用者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、一事業年度中に取組対象とできる対象利用者の数は、1事業所あたり3人までとする。

- (1) 要介護1から5の認定を受けている本市介護保険第1号被保険者であること
- (2) 直近の要介護認定と比較して、心身の状況に著しい改善が見られないこと
- (3) 介護保険料の滞納により保険給付の全部又は一部の支払の差し止め（給付制限）を受けていないこと
- (4) インセンティブ事業の参加に関し個人情報の取扱いに同意できること
- (5) インセンティブ事業の趣旨を踏まえ、要介護度の改善について意欲のあること
- (6) 取組開始日から7か月目以降12か月が経過するまでの間に、要介護認定申請を行う予定であること
- (7) 同居家族及び自身の介護に関わる親族等並びに担当する介護支援専門員（以下「同居家族等」という。）が取組の実施に関し同意していること

(8) 過去にインセンティブ事業による対象利用者となっていないこと

2 事業所は、次条の参加申込の前に対象利用者及び同居家族等に対して、インセンティブ事業の趣旨内容について十分に説明しなければならない。

(参加の申込)

第5条 インセンティブ事業に参加を希望する事業所は、対象利用者及び同居家族等に対して、インセンティブ事業の趣旨及び内容について十分に説明を行ったうえで、次の各号に掲げる書類を原則として大阪市行政オンラインシステムにより市長に提出するものとする。

(1) 大阪市介護事業者インセンティブ事業参加申込書（第1号様式）

(2) 「大阪市介護事業者インセンティブ事業」への参加及び個人情報の利用に関する同意書（第2号様式）

(3) 取組を行う対象利用者に係る指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第24条第1項に規定する訪問介護計画の写し

2 事業所は、取組開始日の前月2日から取組開始日の当日までの間に、前項による申込を行わなければならない。

3 事業所は、複数の対象利用者に対し取組を行おうとするときは、対象利用者ごとに第1項による申込を行わなければならない。ただし、同一の取組開始日から取組を行おうとする場合はこの限りでない。

4 第1項の申込は、本市において随時受付を行う。

(参加事業所の決定)

第6条 市長は、事業所から前条による申込を受理したときには、速やかに事業所及び対象利用者の要件並びに訪問介護計画の写しの内容を確認し、参加の可否を決定する。

2 市長は、前項による審査の結果を申込があった事業所に対し、「大阪市介護事業者インセンティブ事業」参加決定通知書（第3号様式）により通知する。

(取組の開始及びその期間)

第7条 前条第2項の規定により、インセンティブ事業への参加を認められた事業所（以下「参加事業所」という。）は、一の対象利用者に対し、暦月の1日から取組を開始するものとする。

2 参加事業所は、前項による取組を開始した日から7か月目以降12か月が経過するまでの間に対象利用者に対し、要介護認定申請を促すこととし、取組開始日から当該要介護認定申請を行った日までの期間を当該対象利用者の取組期間とする。

(参加の辞退等)

第8条 参加事業所は、第6条第2項の通知後、次の各号に該当する事由により、参加を辞退し、又は参加申込時に申し出た内容を変更しようとするときは、大阪市介護事業者インセンティブ事業参加辞退等申出書（第4号様式）を市長に提出し、その了承を得るものとする。

(1) 参加事業所の廃止その他の事情によりやむを得ず参加を辞退するとき

(2) 対象利用者の入院、死亡、本市外への転出等により対象利用者に対する取組を継続できなくなったとき

2 前項の申し出により参加を辞退し、又は参加申込時に申し出た内容を変更した場合は、辞退又は変更した対象利用者に係る第10条のインセンティブ（報奨金）は交付しない。

（取組報告）

第9条 参加事業者は、取組終了後遅滞なく、次の各号に掲げる書類を、原則として大阪市の行政オンラインシステムにより市長に提出するものとする。

(1) 大阪市介護事業者インセンティブ事業取組報告書（第5号様式）

(2) 定例会議の開催の証跡

(3) ホームヘルパーの研修受講の証跡

(4) 第5条第1項第3号に規定する訪問介護計画の写し（参加申込時より変更があった場合に限る。）

（評価の方法）

第10条 参加事業者に対するインセンティブ（報奨金）を交付するにあたっては、取組期間における参加事業所の取組内容に着目した評価（以下「プロセス評価」という。）及び取組による結果に着目した評価（以下「アウトカム評価」という。）により判定する。

2 前項の各評価の観点、評価を行う判断基準等については、別表のとおりとする。

3 市長は、第1項の判定を行いインセンティブ（報奨金）を交付するにあたり、必要があると認めたときは、参加事業所に対し別途書類の提出を求め、又は、訪問による現地確認等を行うものとする。

（インセンティブ（報奨金）の交付）

第11条 市長は、参加事業者に対し、前条による判定に基づき、次の各号に掲げるインセンティブ（報奨金）を交付する。

(1) プロセス評価 対象利用者一人につき2万円

(2) アウトカム評価 対象利用者一人につき10万円

2 市長は、前項によりインセンティブ（報奨金）を交付する場合は、大阪市介護事業者インセンティブ事業に係るインセンティブ（報奨金）交付決定通知書（第6号様式）により前条の判定及び交付予定金額等を参加事業所に通知する。

3 参加事業所は、前項による通知を受けたときは、速やかに「大阪市介護事業者インセンティブ事業」インセンティブ（報奨金）請求書（第7号様式）を市長あて提出しなければならない。

4 市長は、前項による請求書の内容を精査し、第2項による交付予定金額等と相違がないときは、請求を受けた日から30日以内に当該請求に係るインセンティブ（報奨金）を交付する。

（関係書類の整備）

第12条 参加事業所は、取組に係る関係資料を常に整備し、サービスを提供した日から5年間保

存しなければならない。

- 2 市長は、インセンティブ事業の実施目的を達成するために必要な場合は、前項の期間内において、参加事業者の承諾を得た上で、本市職員をして参加事業所から関係書類を提出させ、又は関係者に対し質問させることができる。

(決定の取消し)

第13条 市長は、参加事業所が第3条及び第4条に定める内容を満たしていないことが判明したときは、インセンティブ（報奨金）の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、インセンティブ事業について交付すべきインセンティブ（報奨金）の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を理由を付して大阪市介護事業者インセンティブ事業に係るインセンティブ（報奨金）交付決定取消通知書（様式第8号）により参加事業所に通知するものとする。

(インセンティブ（報奨金）の返還)

第14条 市長は、前項によりインセンティブ（報奨金）の交付の決定を取り消した場合において、参加事業所の当該取消しに係る部分に関し、既にインセンティブ（報奨金）が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、インセンティブ事業の実施に関し必要な事項は福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第9条関係）

評価の別	評価の観点	確認内容	判断基準
プロセス評価	対象利用者の状況及び目標に基づき、対象利用者の自立支援・重度化防止に資するサービスが取組期間を通じて適切に提供されているか。また、提供する体制が整えられているか。	第5条第1項第3号に定める訪問介護計画の写し	参加事業者が対象利用者の自立支援・重度化防止を目的として提供していると申し出たサービスについて、実際に対象利用者の自立支援・重度化防止に資するものとなっていること
		定例会議の開催の証跡	訪問介護計画に基づくサービスの提供状況、提供されたサービスによる対象利用者の身体状況の変化等を対象事業所の関係職員間で共有し、かつ、対象利用者の自立支援・重度化防止に向けた課題の検討、及び必要に応じた提供サービス内容の見直しがなされていること
		対象利用者を担当するホームヘルパーの研修受講の証跡	対象利用者を担当するヘルパーが資質向上に繋がる研修を受講していること
アウトカム評価	プロセス評価における取組により、取組期間終了後、実際に対象利用者の状態像の改善に繋がったか。	第7条第2項による要介護認定申請の結果の要介護度	取組開始日における要介護度と第7条第2項による要介護認定申請による結果を比較して、要介護度が1以上改善していること

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

（宛先）大阪市長

（対象事業所）

事業所名

事業所所在地

事業所代表者（管理者）

大阪市介護事業者インセンティブ事業参加申込書

下記のとおり、大阪市介護事業者インセンティブ事業への参加を申し込みます。

記

1 対象事業所及び対象利用者の情報

対象事業所情報			
事業所名		事業所番号	
所在地			
担当者		電話番号	
メールアドレス			
法人名		法人代表者	
法人所在地		法人代表電話番号	

対象利用者情報①			
氏名		介護保険 被保険者番号	
要介護度		直近の要介護度と比較し、心身の 状況の著しい改善の有無	なし ・ あり （ありの場合、申請できません）
A D L 評価点数			
要介護認定の 有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日	要介護認定（更新・区 分変更）申請予定日	年 月
取組期間日	年 月 日 ～ 年 月 日		

対象利用者情報②			
氏名		介護保険 被保険者番号	
要介護度		直近の要介護度と比較し、心身の 状況の著しい改善の有無	なし ・ あり (ありの場合、申請できません)
A D L 評価点数			
要介護認定の 有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日	要介護認定（更新・区 分変更）申請予定日	年 月
取組期間日	年 月 日 ～ 年 月 日		

対象利用者情報③			
氏名		介護保険 被保険者番号	
要介護度		直近の要介護度と比較し、心身の 状況の著しい改善の有無	なし ・ あり (ありの場合、申請できません)
A D L 評価点数			
要介護認定の 有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日	要介護認定（更新・区 分変更）申請予定日	年 月
取組期間日	年 月 日 ～ 年 月 日		

2 申込にあたっての確認事項

各項目についてご確認いただき、□にチェックをいれてください。

(1) 対象事業所について

- ☐ 介護保険法に規定する訪問介護を提供する本市内に所在する本市指定事業所であり、直近6ヶ月の利用者数が5人以上/月であること
- ☐ 過去に介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）を受けていないこと

(2) その他

- ☐ 対象者が本市介護事業者インセンティブ事業へ参加することについて、その同居家族や本人の介護に関わる親族及び担当介護支援専門員が同意していること
- ☐ 判定を行うにあたり、必要な場合に、本市からの関係書類の提出依頼、又は訪問による現地確認等の対応に応じること
- ☐ 大阪市介護事業者インセンティブ事業実施要綱を遵守すること

3 取組内容について（下記資料を添付してください。）

- ・対象利用者へのサービス内容が分かる「訪問介護計画の写し」

※骨折などにより直近の要介護認定が著しく悪化し、今後要介護度の改善が見込まれる者が参加する場合、具体的な取組内容を記載してください。

第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

（宛先）大阪市長

「大阪市介護事業者インセンティブ事業」への参加及び個人情報の利用に関する同意書

○大阪市介護事業者インセンティブ事業の趣旨

大阪市介護事業者インセンティブ事業に参加していただくと、普段利用している介護サービス事業所が、あなた様の心身状況等を適切に把握したうえで、自立支援・重度化防止に向けたサービスを提供し、本市が一定期間経過後の効果を測定します。

この効果の測定において、本市が保有（管理）するあなたの介護に関する情報（要介護認定情報、介護給付実績情報、介護保険被保険者資格情報）を利用します。

また、あなたがこの事業に参加し、取り組んだ内容の評価のために、介護サービス事業所から報告を受けることがあります。

なお、この事業の実施にあたって利用及びご提供いただくあなたの個人情報については、この事業の目的以外には利用しないとともに、その取扱いには万全を期します。

上記説明文を読んで、「大阪市介護事業者インセンティブ事業」へ参加すること、大阪市が保有（管理）する私の要介護認定情報、介護給付実績情報、介護保険被保険者資格情報を本事業の効果測定に利用すること、及び介護サービス事業所から取り組み内容の報告を受け、評価のため利用することに同意します。

年 月 日

住所 _____

氏名（本人署名） _____

代筆者氏名 _____ 本人との関係 _____

第3号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

（宛先）参加事業所 代表者 宛て

大阪市長
（ 局 部 課）

「大阪市介護事業者インセンティブ事業」参加決定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 対象利用者の情報

氏名		介護保険 被保険者番号	
----	--	----------------	--

2 決定内容

決定年月日	年 月 日	決定内容	承認 ・ 不承認
取組期間（※）	年 月 日 ～ 認定申請日		
不承認理由	対象事業所		
	対象利用者		

※前月1日から当月1日に申込のあったものは、当月1日を取組開始日とする。

第4号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

（宛先）大阪市長

（参加事業所）

事業所名 _____

事業所所在地 _____

事業所代表者（管理者） _____

大阪市介護事業者インセンティブ事業参加辞退等申出書

年 月 日付け 第 号により決定された事業参加について、次のとおり申し出ます。

記

○ 申出内容 （□にチェック）

☐ 参加辞退

☐ 取組対象利用者の異動

具体的な申出理由：

第5号様式 (第9条関係)

令和 年 月 日

(宛先) 大阪市長

(参加事業所)

事業所名

事業所所在地

事業所代表者（管理者）

大阪市介護事業者インセンティブ事業取組報告書

下記のとおり、大阪市介護事業者インセンティブ事業における取組を報告します。

記

1 対象利用者の情報

対象利用者情報			
氏名		介護保険 被保険者番号	
要介護認定（更新・ 区分変更）申請日	年 月 日	更新・区分変更後 要介護度	
A D L 評価点数			
取組期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

2 取組内容について（下記資料を添付してください。）

- ・対象利用者へのサービス提供状況が分かる「定例会議の開催状況」
- ・対象利用者の担当ヘルパーの「研修受講の証跡」
- ・訪問介護計画の写し（参加申込時より変更があった場合に限る。）

3 自由記述 ※取組についてのご感想、対象者利用者の反応等、自由にご記載ください。

第 6 号様式（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

（宛先）参加事業所 代表者 宛て

大阪市長
（ 局 部 課）

大阪市介護事業者インセンティブ事業に係るインセンティブ（報奨金）交付決定通知書

年 月 日付けで参加を決定した大阪市介護事業者インセンティブ事業について、次のとおりインセンティブ（報奨金）額を確定したので、大阪市介護事業者インセンティブ事業実施要綱第 11 条の規定により通知します。

1 確定金額 金 _____ 円

（	内訳：プロセス評価分	円	）
	アウトカム評価分	円	

「大阪市介護事業者インセンティブ事業」
インセンティブ（報奨金）請求書

金 円也

ただし、「大阪市介護事業者インセンティブ事業」インセンティブ（報奨金）。

上記のとおり「大阪市介護事業者インセンティブ事業」インセンティブ（報奨金）を確定払いによって交付されたく、大阪市介護事業者インセンティブ事業実施要綱第11条第3項の規定により請求します。

第8号様式（第13条関係）

第 号
令和 年 月 日

（宛先）参加事業所 代表者 宛て

大阪市長
（ 局 部 課）

大阪市介護事業者インセンティブ事業に係るインセンティブ（報奨金）
交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市介護事業者インセンティブ事業に係るインセンティブ（報奨金）については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 交付しない理由